

令和6年3月12日 美郷町農業委員会会議録

令和6年3月12日午後2時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	9番	高 橋 一 平
2番	継 田 竜 也	11番	齋 藤 美由木
3番	高 橋 広 樹	12番	高 橋 国 広
4番	奥 山 秀 治	13番	佐々木 竜 孝
5番	小 西 嘉 之	15番	高 橋 秀 行
6番	深 田 秋 彦	16番	細 井 千代文
7番	山 田 貞 子	17番	高 橋 正 尚
8番	高 橋 孝 人		

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

10番	深 沢 靖
14番	加 藤 堅之助

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
- 第 6 議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 第 7 議案第15号 農業経営を開始したと認められる旨の証明願いについて

会長 高橋 正尚 午後2時42分本委員会の閉会を告げた。

令和6年3月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年3月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 閉 会 午後2時42分
5. 議事録署名委員 15番 高橋秀行
16番 細井千代文

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第3回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、15番、高橋委員、16番、細井委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第10号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第10号、申請番号23番から申請番号28番について議案書をもとに朗読、説明 】
はじめに所有権移転です。
申請番号23番、仙南地区の田2筆、畑1筆、計2,039㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。当該地は渡人の居住地から遠方であり、耕作不便となっていることから、隣接地に居住している受人へ贈与し、受人は家庭菜園をするものです。対価はありません。
申請番号24番、仙南地区の田3筆、1,514㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は夫の農地を相続しましたが、遠方に住んでおり、耕作できないため、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は○○○円です。
申請番号25番、仙南地区の田1筆、2,038㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は高齢となり、後継者もないことから、親類の受人へ農地を売買するものです。売買価格は10aあたり○○○円です。
申請番号26番、千畑地区の田1筆、216㎡、渡人は○○○さん、受人は

〇〇〇さんです。合作地の解消のため売買します。総額〇〇〇円です。
申請番号27番、千畑地区の田5筆、4, 446㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これは農地の交換です。ここでは受人が渡人から農地を取得し、受人の農地は議案第11号、申請番号22番において渡人の子へ売却となります。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号28番、千畑地区の田1筆、1, 001㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者は農業に従事しないことから、近隣で耕作している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。期間は10年間です。

申請番号23番から28番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第10号について事務局より説明が終わりました。申請番号23番から申請番号28番について審議を行います。質疑ございませんか。

15番委員 申請番号23番と24番ですけれども、23番は対価なし、24番は総額〇〇〇円と安価なので、もう少し詳しく説明していただきたいです。

●庶務班長 申請番号23番ですが、もともと受人の農地でしたが、なんらかの理由により渡人の所有となっておりました。渡人は遠くて耕作できないため元に戻したいということで、双方の希望により対価はありません。

申請番号24番は、かなりの不整形で川の淵にある細長い土地ということで耕作しにくい形になっているため〇〇〇円です。

●議 長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号23番から申請番号28番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号23番から申請番号28番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第10号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第11号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第11号、申請番号22番から申請番号42番について議案書をもとに朗読、説明 】

はじめに所有権移転です。

以下4件は、受人が水稻を作付けするために購入するものですが、いずれ将来条件が整った際には、シイタケ栽培する農作物栽培高度化施設やその他休憩所、駐車場の関連施設を整備する予定となっております。

申請番号22番、千畑地区の田1筆、3, 964㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。先ほど議案第10号、申請番号27番に関連した案件で、農地の交換となります。渡人が売却する農地です。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具を実家から借用して耕作しております。

申請番号23番、千畑地区の田1筆、畑1筆、計2,484㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。冒頭の説明と同じで、それに付け加えまして、相長根についてはシイタケ栽培に係る腐葉土づくりの土地ということの取得になります。購入価格は総額〇〇〇円です。引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。

申請番号24番、千畑地区の田1筆、1,232㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は冒頭のとおりです。購入価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。

申請番号25番、千畑地区の田1筆、4,014㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は冒頭のとおりです。購入価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページの通りです。

申請番号26番、千畑地区の田3筆、6,987㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで両者は賃貸借契約しておりましたが、渡人が農地を手放したく受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号27番、仙南地区の田1筆、1,031㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者は農業に従事しないことから、受人へ贈与するものです。昨年作付けしていなかった農地のため贈与ということです。受人の経営状況につきましては、資料3ページの通りです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号28番、仙南地区の田2筆、2,437㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで両者は賃貸借契約をしておりましたが、渡人が農地を手放したく、受人の居住地に近い農地を売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号29番、仙南地区の田3筆、9,514㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は当該地を賃貸借契約しております。渡人は夫の農地を相続しましたが、契約期限切れを機に農地を手放したく、受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、賃借権の設定です。

申請番号30番、千畑地区の田1筆、1,250㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまでの耕作者が体調を崩し耕作できなくなったため、今回の受人が耕作することとなりました。水の確保が困難な農地のため使用貸借となります。期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号31番、千畑地区の田1筆、15,220㎡、渡人は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は賃貸借契約をしておりましたが、これまで耕作してきた方が高齢となったため、今回の受人が新たに耕作することとなりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は6年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号32番、千畑地区の田3筆、5,118㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により、受へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号33番、仙南地区の田2筆、5,806㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は賃貸借契約をしておりましたが、耕作者が亡くなり、今回の受人が耕作することになりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。受人は田植え機が共同所有、その他は個人所有しております。

申請番号34番、仙南地区の田2筆、3,496㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号33番と同じです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。申請番号33番と同じです。

申請番号35番、仙南地区の田5筆、11,018㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号33番と同じです。賃借料は総額で〇〇〇円、期間は3年間です。受人の経営状況につきましては、資料10ページのとおりです。受人はトラクター所有、田植え機は共同、コンバインは委託、もみすり乾燥はカントリーを使用しております。

申請番号36番、仙南地区の田2筆、7,774㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号33番と同じです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料11ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号37番、千畑地区の田6筆、六郷地区の田1筆、計11,541㎡、渡人は公益社団法人 秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業で先月〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売買した農地です。受人は4耕作の間一時貸付となり秋田県農業公社へ賃借料を支払った後、秋田県農業公社

から受人へ所有権移転する予定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、賃借料の1/2は償還に充てます。期間は4年間です。受人の経営状況につきましては、資料12ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号38番、仙南地区の田13筆、畑2筆、計17,698.69㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料13ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号39番、仙南地区の田9筆、11,575㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料14ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号40番、仙南地区の田1筆、500㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料15ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号41番、千畑地区の田5筆、7,265㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料16ページのとおりです。受人はもみすり機を委託、その他農機具は所有しております。

申請番号42番、千畑地区の田1筆、2,098㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料17ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機、コンバインは所有、もみすり、乾燥は委託しております。

申請番号22番から42番の案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第11号について、事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。
- 議 長 申請番号22番から申請番号42番までについてですが、申請番号42番は本人案件ですので、申請番号22番から申請番号41番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号22番から申請番号41番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号22番から申請番号41番については原案のとおり決しました。
- 議 長 次に申請番号42番については本人案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時19分

●議 長 それでは、申請番号42番について質疑を行います。
質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号42番については原案のとおり決
することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

ご異議なしと認めます。よって、申請番号42番については原案のとおり決
しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時20分

●議 長 よって日程第3、議案第11号については原案のとおり許可決定いたしま
す。

●議 長 次に、日程第4、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用
集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）についてを上程し議題と
します。議案第12号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第12号、申請番号66番から申請番号81番について議案書をも
とに朗読、説明 】

申請番号66番、仙南地区の田8筆、30,317㎡、渡人は○○○さん、
受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で期間は10年間で
す。

申請番号67番、仙南地区の田1筆、3,479㎡、渡人は○○○さん、受
人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間で
す。

申請番号68番、仙南地区の田4筆、7,592㎡、渡人は○○○さん、受
人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間で
す。

申請番号69番、千畑地区の田9筆、18,443㎡、渡人は○○○さん、
受人は○○○さんです。賃借料は総額○○○円で、期間は他の契約期間に合
わせ9年9か月です。

申請番号70番、六郷地区の田3筆、2,049㎡、渡人は○○○さん、受
人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間で
す。

申請番号71番、六郷地区の田2筆、5,364㎡、渡人は○○○さん、受
人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は他の契約期
間に合わせ7年8か月です。

以下6件の受人は○○○さんで、期間は10年間です。

申請番号72番、六郷地区の田11筆、12,184㎡、渡人は○○○さん

です。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号73番、六郷地区の田6筆、11, 171㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号74番、六郷地区の田14筆、25, 413㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号75番、六郷地区の田7筆、6, 243㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号76番、六郷地区の田1筆、506㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号77番、千畑地区の田7筆、6, 809㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 以下3件の受人は〇〇〇さんです。
 申請番号78番、六郷地区の田2筆、1, 836㎡、渡人は〇〇〇さんです。使用貸借で、期間は20年間です。
 申請番号79番、六郷地区の田11筆、19, 806㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
 申請番号80番、六郷地区の田2筆、4, 696㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
 申請番号81番、六郷地区の田14筆、14, 315㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。
 申請番号66番から81番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。
 以上です。

- 議 長 議案第12号について事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。申請番号66番から申請番号81番までについて質疑ございませんか。
- 13番委員 申請番号68番の賃借料〇〇〇円というのはどういう理由からですか。
- 庶務班長 申請番号68番の農地は今年度の農地パトロールで提示した荒れた農地で、そこから農地として耕作するには手がかかるということなので〇〇〇円で受けるということでした。
- 13番委員 10年間〇〇〇円ですか。
- 庶務班長 10年間〇〇〇円で、大豆をやるということでした。
- 13番委員 分かりました。
 もう1件ですが、申請番号70番と申請番号71番ですけれども、同じ時期に同じような田んぼを借りているようです。賃借料は相対で相談したと思いますが、料金にばらつきがあり、個人個人の違いがありすぎて、その辺の均一性というか、農業委員会での対応も含めてどのように考えるかお聞きしたいです。
- 庶務班長 その辺の理由は特にお聞きしてないですが、ちなみに次の〇〇〇さんが受けるところで〇〇〇円と〇〇〇円と差があるのですが、申請番号77番については、田んぼが小さいので畦畔を外したいということと、土地改良費を受け

手持ちとすることで安くしているそうです。他の5件は土地改良費所有者持ちとなっております。

●議 長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号66番から申請番号81番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号66番から申請番号81番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第12号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第13号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第13号、申請番号18番から申請番号27番について議案書をもとに朗読、説明 】

受け手変更です。契約期間は現在契約の残存期間となります。

申請番号18番、六郷地区の田6筆、5, 380㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。

申請番号19番、仙南地区の田2筆、5, 888㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんと〇〇〇さんです。近くで耕作している受人へ権利移転します。

申請番号20番、千畑地区の田3筆、6, 407㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。耕作者が転出で耕作できなくなったため、近隣で耕作している受人へ権利移転します。

申請番号21番、千畑地区の田2筆、3, 665㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。理由は申請番号20番と同じです。

申請番号22番、六郷地区の田1筆、2, 050㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。申請番号23番の農地と交換で農地の集約のためです。

申請番号23番、六郷地区の田2筆、2, 050㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。理由は申請番号22番と同じです。

申請番号24番、六郷地区の田5筆、9, 693㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん代表相続人〇〇〇さんです。農地の集積のためです。

申請番号25番、仙南地区の田5筆、15, 898㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さんです。渡人の父親が耕作しておりましたが亡くなり、渡人は就農しないため、受人を変

更するためです。

申請番号26番、仙南地区の田3筆、4, 309㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さんです。理由は申請番号25番と同じです。

申請番号27番、仙南地区の田8筆、21, 641㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。理由は申請番号25番と同じです。

申請番号18番から27番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

- 議 長 議案第13号について事務局より説明が終わりました。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時34分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時35分

- 議 長 これより審議を行います。
申請番号18番から申請番号27番について質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号18番から申請番号27番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号18番から申請番号27番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第5、議案第13号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第6、議案第14号引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてを上程し議題とします。議案第14号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第14号について、議案書をもとに朗読、説明 】
贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている方は、3年ごとに農業経営を行っている旨の証明をそれぞれ大曲税務署、秋田総合県税事務所に提出することになっております。贈与税の納税猶予の適用を受けるものは、33ページの3名、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるものは、34ページのとおり5名の方から証明願の申し出がありました。この中で備考にあります「特定貸付け」については、平成28年の税制改正で農業経営基盤強化促進法に基づく貸付の場合は、農業経営は廃止していないものとして税の猶予の適用が引き続き認められることから、申出者として含めております。それぞれ確定申告書の写しを添付していただき、農業を継続していることを確認しております。よって徴収猶予の要件はみたしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第14号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 この案件につきましては、各農業委員さんのご意見が必要かと思しますので、各担当農業委員の方々は何か問題があれば意見を述べていただきたいと思ひます。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第14号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第7、議案第15号農業経営を開始したと認められる旨の証明願ひについてを上程し議題とします。議案第15号について事務局より説明願ひます。
- 庶務班長 【 議案第15号について、議案書をもとに朗読、説明 】
36ページの申し出者は、令和5年中に農地法第3条で父から農地の贈与を受けており、今回不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、証明願ひを提出された方です。贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に携わっており、また申請者は認定農業者であること、確定申告の写しで農業経営していることについて確認しております。よって徴収猶予の要件は満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第15号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 この案件につきましても、先ほどの案件と同じで地元の委員さんじゃないと分かりにくい部分もありますので、ご意見はないでしょうか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第15号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和6年第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時42分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年3月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 秀 行

議事録署名委員 細 井 千 代 文